

梨大総発 第113号

平成30年7月31日

北大開示文書研究会 共同代表 清水裕二 様
共同代表 殿平善彦 様
遺骨返還訴訟原告 小川隆吉 様
コタンの会 神谷広道 様
平取アイヌ協会 木村二三夫 様
コタンの会副代表 山崎良雄 様
コタンの会副代表 葛野次雄 様
コタンの会事務局長 高月 勉 様
紋別アイヌ協会 会長 畠山 敏 様

国立大学法人山梨大学
学長 島田 眞磨



質問状に対するご回答

2018年5月14日付けで送付いただいた質問状について、本学といたしましては、ご指摘のあった件について、その研究方法等において問題となる点はないものと認識しています。

個々のご質問に対する詳細は、医学部法医学講座の安達登より、別紙のとおり回答します。

〔連絡先〕

国立大学法人山梨大学総務部総務課広報企画室

〒400-8510 山梨県甲府市武田4-4-37

(電話) 055-220-8006

(FAX) 055-220-8799

(別 紙)

北大開示文書研究会への回答

山梨大学医学部法医学講座
教授 安達 登

①篠田謙一氏、安達登氏らは 2010 年から札幌医科大学に保管されているアイヌ人骨 115 体からミトコンドリア DNA を検出し、研究活動を行いました。

使用された遺骨の発掘場所は浦河町、伊達市、泊村、寿都町、斜里町、平取町、虻田町、礼文町、長万部町、室蘭市、名寄市、八雲町、阿寒町、千歳市、紋別市、新冠町、苫小牧市、神恵内村、島牧村、北檜山町、稚内市、共和町、常呂町にわたります。アイヌの死者たるアイヌ人骨はアイヌの伝統的葬送儀礼によってコタンの墓地に埋葬されるのが基本であり、そのコタンに住むアイヌが埋葬し保持してきた遺骨であり、遺骨の所有権は当該コタンの構成員であるアイヌにあることは言を俟ちません。研究に使用された 115 体の遺骨はさまざまな理由によって発掘されたと思われませんが、理由の如何にかかわらず、発掘後も遺骨の所有権が当該コタンの構成員、あるいはその末裔たるアイヌにあることは明白であります。篠田、安達両氏は 115 体のアイヌ人骨から DNA を検出するに当たり、コタンの構成員たるアイヌの承諾をとる必要があったと考えられますが、両氏は承諾を得ることなく DNA 検出を行いました。貴研究機関の研究倫理規定に悖る研究と言わざるを得ないと思われまます。

両氏は研究に先立ち北海道アイヌ協会と協議し合意したということがあるなら、北海道アイヌ協会は任意の道内のアイヌの集まりであって、遺骨が発掘されたコタンの構成員とは無関係であります。北海道アイヌ協会に発掘されたコタンのアイヌの遺骨研究を認める権限はありません。したがって、遺骨が発掘されたコタンのアイヌの承諾を得たことにはなりません。研究者が所属する研究機関は遺骨の誤った研究使用について、検証し、責任を明らかにすべきではありませんか。

質問①への回答

まず、私たちが本研究を開始した時期については、2010年からではなく、2007年からとなります。些細な点ではありますが、念のため指摘させていただきます。

次に、遺骨を研究対象とした経緯について説明をさせていただきます。当時、大学等が保管するアイヌの遺骨については、盗掘と評価されてもやむをえない

ものが含まれていると指摘されていたことは私どもも了解していました。そのため、私たちは、研究の対象となる遺骨の選定に際しては、当時の唯一のアイヌを代表する団体であった北海道ウタリ協会や、北海道教育委員会の関与の下に行われました。最終的には、出自が明確なご遺骨のみを研究対象とするために、北海道教育委員会が札幌医科大学に寄託したご遺骨を用いることになりました。

そして、同遺骨からDNA試料を採取するにあたっては、北海道ウタリ協会及び北海道教育委員会の関与の下に実施されております。

このように、今回の研究で利用させていただいたアイヌのご遺骨は、法にも人道にも反することがないように、慎重の上にも慎重を重ねて選定し、採取するに至ったものです。アイヌ遺骨の選定や分析試料の入手について、問題となる点はないものと認識しております。

②篠田、安達両氏が研究に使用した115体のアイヌ人骨の内、32体の遺骨は北海道浦河郡浦河町東栄のアイヌ墓地から発掘された遺骨であります。

2018年1月26日、日高出身あるいは在住するアイヌによって構成されるコタンの会(代表・清水裕二)は東栄墓地から発掘された35箱の遺骨の返還を求めて、北海道知事高橋はるみ、札幌医科大学学長塚本泰司両氏を被告として札幌地方裁判所に提訴しました。コタンの会は遺骨返還を受ける集団として札幌地裁より認定されたアイヌ集団であります。現在、裁判は進行中ですが、非常に残念なことは、32体の遺骨が篠田、安達両氏の研究過程でDNAサンプル採取のため損傷を受けたと考えられることです。アイヌにとって、先祖の遺骨が傷つけられたことは、先祖への冒瀆ともいわねばならず、人間の命の尊厳を無視した研究倫理上、大きな問題であると言わねばなりません。研究者並びに両機関は破壊を受けたアイヌ遺骨に対して、いかなる責任を表明されるのでしょうか。

質問②への回答

考古学・人類学的研究でおこなわれる分析の方法には、破壊分析と非破壊分析があります。破壊分析をおこなう場合、対象を傷つけることはどうしても避けられません。しかし、それがどうしても必要な場合があります。例えば放射性炭素を用いた年代測定も破壊分析の一種ですが、この分析をおこなわずには正確な年代の決定ができないため、考古学・人類学領域で極めて重要と考えられ、広くおこなわれています。

ただし、研究のためとはいえご遺骨を傷つけるのは必要最小限に留める必要があります。我々が試料として用いるご遺骨の量は約0.4g程度と、極少量です。

さらに我々は、ご遺骨の歯の歯根部分と歯髓のみを DNA 試料として用いる方法を以前からおこなっています。この方法を用いれば、歯を歯槽に戻してしまえば損壊された部分が見えなくなり、ご遺骨の外観が損なわれることはありません。

貴団体が考えておられる「損傷」の程度は分かりませんが、私たち研究者もむやみに遺骨を損傷しようとしているわけではありません。上記のとおり、遺骨を傷つけるとしても、必要最小限にとどめるとともに、外部からは損傷部分を確認できないように配慮もしております。また、①の回答でも触れたとおり、DNA 試料の採取にあたっては、北海道ウタリ協会や北海道教育委員会の関与の下に実施されたものでもあります。決してアイヌ民族の先祖の冒瀆や人間の命の尊厳を無視したものではないことをご理解いただきたくお願いいたします。

③浦河町東栄の東栄遺跡発掘は 1962 年 5 月から 6 月にかけて実施されましたが、発掘は浦河町教育委員会によって行われ、発掘のイニシャチブは札幌医科大教授と静内高校教諭が担いました。土器と石器、アイヌ人骨とみなされる遺骨 35 体並びに若干の副葬品が発掘されました。

発掘当時、発掘結果が文化財保護委員会に報告され、埋蔵文化財として認定を受け、北海道教育委員会が管理するところとなり、発掘された土器と石器は浦河町が保管し、遺骨は札幌医科大学が保管してきました。

浦河町教育委員会発行の「浦河の遺跡」(1969 年 3 月発行)によると、発掘が行われた東栄遺跡について「東栄第 1 地点遺跡」として説明され、東栄墓地は「明治以降、付近に住むアイヌの墓地として使用されていた。昭和 37 年 4 月、札幌医大と共同で発掘調査を行った。(中略)アイヌ墓地は明治以後のもので、昭和 16 年～20 年にかけてこの辺一帯を迎撃用演習地として使用した旧陸軍が塹壕を築構するために発起(ママ)して移葬したため、遺構及び墓地は殆どが壊され、一部の墓地が残されているに過ぎなかった」と報告しています。

この報告書を読む限り、アイヌ遺骨は明治以後の近代になってから埋葬された遺骨であることがわかります。しかるに、篠田、安達両氏が研究に利用した東栄遺跡発掘とされている遺骨 32 体は、時代はすべて江戸時代となっています。私どもは遺骨の保管者である札幌医科大学に対し「昭和 37 年 5 月から 6 月にかけて浦河町東栄遺跡のあたり、出土した人骨をアイヌ期(もしくはアイヌ文化期)と特定した理由が明らかとなる文書」の開示請求を行いました。札幌医大からは「公文書不存在」との回答を得ました。発掘された東栄遺跡からのアイヌ人骨がアイヌ文化期のものであるとす

る記録は存在しないのです。東栄アイヌ墓地から発掘された遺骨が、近代以後の遺骨であるとしたら、篠田、安達両氏は和人との混血が進んでいない、アイヌ文化期の遺骨を選別して研究に使用したとする研究の前提が覆ることになるのではないのでしょうか。

質問③への回答

もともと、この東栄遺跡のご遺骨はこれまでの多くの研究で近世のものとしてきました。私たちもそのような先行研究の結果を尊重して、今回の遺骨を近世のものとして研究を進めることになりました。私たちの研究も、先行する研究の成果を前提とせざるを得ない部分もあることについては、ご理解をいただきたいと思います。

なお、「和人との混血が進んでいない、アイヌ文化期の遺骨を選別して研究に使用したとする研究の前提が覆ることになるのではないのでしょうか。」とのご指摘についてですが、結果的にはありませんが、私たちのDNA調査におきましても、明治期以降の本土日本人の大量入植の影響をほとんど受けていない江戸期のアイヌそのものとの結論に至っております。

遺骨調査の詳細は以下のとおりとなっております。

遺伝人類学的見地からみて、東栄遺跡出土のアイヌご遺骨は、本土日本人の遺伝的影響をほとんど受けていないことが分かります。東栄遺跡出土のご遺骨は32人ですが、遺伝データの詳細については論文の Supporting Information Table S1 をご覧下さい。

<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/ajpa.23338/full>

ミトコンドリア DNA のハプログループの内訳は以下のようになります。

Y1: 15 人
N9b1 : 12 人
G1b* : 4 人
A5c : 1 人

論文中、各ハプログループが由来する祖先集団を示していますが、各ハプログループと祖先集団の対応は以下のようになります。

Y1: オホーツク文化人
N9b1 : 縄文時代人

G1b*:縄文時代人

A5c:本土日本人

これを踏まえると、東栄遺跡のご遺骨についての祖先集団の関与度は、

オホーツク文化人:15人

縄文時代人:16人

本土日本人:1人

となります。

あくまでミトコンドリア DNA のみからの考察とはいえ、この論文で取り上げた東栄遺跡の人々は、オホーツク文化人および縄文時代人の影響をほぼ等しく受けていること、および、いわゆる本土日本人の影響をほとんど受けていないと考えられることがお分かり頂けるかと存じます。

このことから、東栄遺跡のご遺骨は、遺伝的にみれば、明治期以降の本土日本人の大量入植の影響をほとんど受けていない、江戸期のアイヌそのものと考えられると判断いたしました。この結論については、現在のところ、変更の必要はないものと考えます。

④発掘時、東栄遺跡からはアイヌ人骨とともに、土器、石器などが発掘され、発掘報告書によると、土器、石器は縄文早期のものと報告されています。

昭和37年6月25日、浦河警察署長は埋蔵文化財として以下の物件を文化財保護委員会に報告しています。

物件の名称	縄文時代早期土器	多数(リンゴ箱3個)
	同石器	若干
	アイヌ人骨	34体
	同副葬品	若干

上記の物件は、同年12月4日、文化財保護委員会から「埋蔵物の文化財認定」を受けています。現在、発掘された埋蔵物は北海道教育委員会が管理しているものです。

アイヌ人骨が埋蔵文化財と認定されたのは、人骨が土器、石器とともに発掘され、土器、石器に付随して発掘されたという理由で認定されたと推察されます。しかし、土器、石器が縄文早期の遺物であり、アイヌ遺骨が明治以後のアイヌ墓地からの発掘であるなら、双方はたまたま同じ地域から発掘されたのであって、何らの歴史的関係も成立しないことは明らかです。したがって、当時の文化財保護委員会の認定そのものが誤認に基づくものであったと考えられます。

そうすると、篠田、安達両氏のアイヌ人骨の研究はもともと文化財でもありえない近代のアイヌ人骨を江戸時代のもので主張して、架空の前提にたつてDNA研究を行ったこととなります。両氏の論文の根底が揺らぐことになり、論文の取り消しをする必要があるのではないのでしょうか。

回答

先に述べましたが、この東栄遺跡のご遺骨は従来の多くの研究で近世のものとされてきました。我々も先行研究を踏まえて、ご遺骨を近世のものとして研究を進める他ない状況でした。この点につきましては、重ねてご理解をいただきたいと考えている次第です。東栄遺跡のご遺骨が明治期以降のものを含むか否かにつきましては、今後考古学を含む様々な見地から検証されていくことと思いますが、少なくとも現段階におきましては、私たちとしては先行研究を否定し論文を取り消す意思はありません。

なお、本研究は国連の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえて、2007年の時点で考えられる先住民族の意志を尊重した形で進めたものです。その後の国の施策にも沿っていると考えており、基本的な方針は変更せずに実施しました。